

地域密着型サービス等の基盤整備の考え方と見込量について

1 地域密着型サービス等の基盤整備の考え方（再考）

地域密着型サービス等の基盤整備について、平成17年度第1回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（6月20日開催）で提示した内容（資料6「介護保険制度の見直しに係る本市の考え」）について、

日常生活圏域の設定の意義

推進協議会及びワーキンググループでの意見

現在実施している事業者へのヒアリングの状況

等を踏まえ、一部（小規模多機能型居宅介護拠点，認知症高齢者グループホーム，認知症対応型デイサービスセンター，介護予防拠点）を以下のとおり修正する方向で検討している。

なお，市町村交付金を活用して整備していくサービスは，本市が何を優先して整備していくべきか，という観点から検討を進める。

【基盤整備の考え方】

サービスの種類	6月20日時点	修正案
小規模多機能型居宅介護拠点	当面，行政区ごとに数箇所	日常生活圏域ごとに1箇所（1）
小規模特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模特定施設	全市単位	
認知症高齢者グループホーム	50箇所程度（地域包括支援センターの圏域に合わせる）	日常生活圏域ごとに1箇所（2）
認知症対応型デイサービスセンター	検討中	行政区ごとに数箇所（3）
夜間対応型訪問介護ステーション	全市単位	
介護予防拠点	当面，行政区ごとに数箇所	行政区ごとに1箇所（4）
生活支援ハウス	当面，整備しない	
高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成	事業内容も含め検討中	

1 小規模多機能型居宅介護拠点

本来、日常生活圏域ごとに基盤整備が望まれる施設である。

小規模多機能型居宅介護拠点は後方支援施設がなく、単独での運営は難しい面もあるが、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームとの合築、既存のデイサービスセンターやグループホームの改修等による設置などが考えられる。

2 認知症高齢者グループホーム

平成26年度での整備数を904人（＝1ユニット9人×2ユニット×50箇所）としているが、整備数は変更しない。

これは、1ユニットの施設も見込んでのことであり、小規模多機能型居宅介護拠点や認知症高齢者デイサービスセンターとの併設を想定する。

3 認知症対応型デイサービスセンター

平成17年3月現在、市内に15箇所（北4，左京3，中京2，南1，右京1，西京2，伏見2）あり、今後も既存のデイサービスセンター等での設置が期待できる。

4 介護予防拠点

本市には、「健康すこやか学級（17年度予算で160箇所設置）」や「老人福祉センター（17箇所）」など、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、介護予防に資する「場」が各地にある。

新たに多くの介護予防拠点を整備するのは、多くの時間と経費がかかり、また、役割分担も不明確になる恐れがあることから、当面、介護予防拠点は行政区ごとに1箇所（早期に実現）とし、介護予防拠点に高齢者に来てもらいサービスを提供するほか、介護予防拠点の職員が「健康すこやか学級」等の「場」に出向き、介護予防に資する指導、啓発等を行うことにより、面的に介護予防を進められるような仕組みを構築する。

2 地域密着型サービスの見込量について

平成17年度第1回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（6月20日開催）では、以下の地域密着型サービスについて、既存サービスに含めて試算していたが、今回は各サービス量の見込みについて協議する。

（1）夜間対応型訪問介護

【国の考え方】

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行う訪問介護類型として創設する。

要介護3以上の者の利用を中心に想定する。

1事業所当たりの利用対象者として、300～400人程度を想定する。

平成16年度の1箇月当たりの要介護1～5の訪問介護利用者のうち、早朝・夜間加算、深夜加算の算定者数及び利用回数をもとに、新規に見込まれる需要等を勘案する。

【本市の考え方】

数箇所の事業所が担当地域を分担することにより、全市域をカバーできるようにする。

第3期計画におけるサービス量の見込み

	18年度	19年度	20年度
利用率	標準的居宅サービス利用者の2.0%程度		
利用者数	723人	757人	783人
利用回数/月	21,690回	22,710回	23,490回
事業所数	3～5箇所		

1事業所当たり100～300人と仮定して算出

1人当たり利用回数：定期的な巡回訪問 月30回として算定

《参考》サービスの利用状況（17年3月給付実績）

訪問介護利用者数	18,256人	
早朝・夜間、深夜加算算定者	838人	訪問介護利用者の4.6% 標準的居宅サービス利用者の2.6%
1人当たり利用回数/月	17.3回	
身体介護利用者数	8,215人	
早朝・夜間、深夜加算算定者	635人	身体介護利用者の7.7% 標準的居宅サービス利用者の2.0%
1人当たり利用回数/月	19.6回	

(2) 認知症対応型通所介護

【国の考え方】

通所介護のうち認知症を有する ADL の比較的自立した利用者を想定する。
平成 16 年度の 1 箇月当たりの通所介護のうち，認知症専用通所介護の利用者数及び利用回数をもとに，新規に見込まれる需要等を勘案する。

【本市の考え方】

平成 26 年度において，行政区ごとに数箇所設置することを目標とする。
認知症高齢者グループホームとの併設等も考えられる。
一般型通所介護や通所リハビリテーションの利用者の中にも認知症高齢者が含まれていることから，今後，定員の一部を認知症対応型に転換させる事業者があるものと考えられる。

第 3 期計画におけるサービス量の見込み

	18年度	19年度	20年度
利用率(標準的居宅サービス利用者に占める割合)	1.1%程度	1.3%程度	1.5%程度
利用者数	399人	493人	586人
利用回数/月	3,272回	4,043回	4,805回
事業所数	20箇所	23箇所	27箇所

1事業所当たり利用者数：18年度 20人，19年度 21人，20年度 22人と仮定して算出

1人当たり利用回数：月 8.2回として算出

平成 17 年 3 月末現在の認知症対応型通所介護事業所数：15事業所

《参考》サービスの利用状況 (17年3月給付実績)

認知症専用型通所介護利用者数	296人	標準的居宅サービス利用者の 0.9%
1人当たり利用回数/月	8.2回	

《参考》サービスの利用状況 (17年1月供給量調査結果)

認知症専用型通所介護利用者数	212人	通所介護利用者の 2.1%
一般型通所介護利用者のうち， 認知症自立度 以上かつ障害自立度 A 以下	1,908人	一般型通所介護利用者の 19.1%
通所リハビリテーション利用者のうち， 認知症自立度 以上かつ障害自立度 A 以下	1,061人	通所リハビリテーション 利用者の 28.1%

(3) 小規模多機能型居宅介護

【国の考え方】

通所介護の利用者を基本とし，時々短期入所生活介護を利用する者を想定する。
市町村の政策判断により，新規に見込まれる利用者数及び利用回数を設定する。

【本市の考え方】

平成26年度において，日常生活圏域ごとに1箇所（全市で80箇所程度）設置することを目標とする。

小規模多機能型居宅介護の単独での設置のほか，認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホーム等との合築，既存のデイサービスセンターやグループホームの改修による設置等も考えられる。

【第3期計画におけるサービス量の見込み】

	18年度	19年度	20年度
利用率（標準的居宅サービス 利用者に占める割合）	0.4%程度	1.0%程度	1.6%程度
利用者数	144人	378人	625人
利用回数/月	1,181回	3,100回	5,125回
事業所数	8箇所	17箇所	25箇所

1事業所当たり利用者数：18年度18人，19年度22人，20年度25人と仮定して算出

1人当たり利用回数：月8.2回として算出